

## ハラスメント防止に対する方針

桑名市総合医療センター（以下「当院」という。）は、「ハラスメントの防止」に向けて積極的に取り組みます。

職場におけるハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、モラルハラスメント等）は、職員の個人としての人格や尊厳を不当に傷つけ、社会的に許されない行為であり、絶対にあってはならないものです。

また、職場秩序や業務への支障につながり、結果として地域の皆さまにもご迷惑をお掛けすることに繋がります。

当院では、ハラスメントのない健全な職場環境の確保のため、「地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員のハラスメント防止等に関する要綱」に基づき下記のとおりに取り組んでいきます。

### 記

- ① 当院は、ハラスメントの防止に取り組み、ハラスメントを絶対に許しません。
- ② 当院は、ハラスメントを防止するため、職員に対する研修及び啓発活動を継続的に実施します。
- ③ 当院は、職員が悩みを抱えることなく、職場において能力を十分に発揮できるように、ハラスメントについての相談窓口を設置、解決に向けたサポートを行います。
- ④ ハラスメントの行為者に対しては、事実関係を調査の上、就業規程等に基づき厳重な処分を行います。その他、行為者の異動等、被害者の労働条件及び就業環境を改善するために必要な措置を講じます。
- ⑤ 懲戒処分を行った場合は、速やかにマスコミ等へ公表します。

以上

令和2年7月27日

地方独立行政法人

桑名市総合医療センター